○内閣府・経済産業省令第二号

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）及び沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十六号）の施行に伴い、並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第二十一条第二項及び第二十二条の規定に基づき、並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十三条第一項の規定を実施するため、国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令の一部を改正する命令

国際物流拠点産業集積地域の区域内における事業の認定申請等に関する命令（平成十四年内閣府・経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法第四十三条第一項」を「沖縄振興特別措置法（以下「法」という。）第四十三条第一項」に改め、同条第三号中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画（法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画をいう。以下同じ。）に定められた国際物流拠点産業集積地域（法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域をいう。以下同じ。）」に改め、同条第四号中「本条」を「この条」に改める。

第四条から第五条までの規定中「国際物流拠点産業集積地域」を「提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第五条第二項第二号中「二十人」を「十五人」に改める。

第六条中「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に、「内閣総理大臣及び経済産業大臣」を「沖縄県知事」に改め、同条第二号中「二十人」を「十五人」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（特別事業認定に係る事業の開始等の届出）

第六条　令第二十二条第二項の規定による届出をしようとする特別事業認定を受けた法人は、事業を開始しようとする場合にあっては開始の年月日を、事業を休止しようとする場合にあっては休止の期間及び理由を、事業を廃止しようとする場合にあっては廃止の年月日及び理由を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

2　前項の特別事業認定を受けた法人は、同項の届出書に記載した事項に変更がある場合には、遅滞なくその旨を記載した届出書を沖縄県知事に提出しなければならない。

附　則

この命令は、平成二十六年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第三十三号

地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）の施行に伴い、並びに地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の七第一項及び第三十三条の五の八、地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第八条第四号及び第三十一条並びに災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第二項の規定に基づき、都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令及び地方債に関する省令の一部を改正する省令

（都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令の一部改正）

第一条　都及び特別区の標準税収入額の算定方法に関する省令（昭和五十一年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一項第一号中「附則第七条の二」の下に「及び第七条の三」を加える。

（地方債に関する省令の一部改正）

第二条　地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「防災」の下に「及び減災」を加える。

附則第二条の十を附則第二条の十三とし、同条の次に次の一条を加える。

（法第三十三条の五の八の計画に定める事項）

第二条の十四　法第三十三条の五の八に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　地方公共団体における公共施設等（法第三十三条の五の八に規定する公共施設等をいう。次号において同じ。）の現況及び将来の見通し

二　地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

附則第二条の九を附則第二条の十二とし、附則第二条の六から附則第二条の八までを三条ずつ繰り下げ、附則第二条の五第一号中「（法第三十三条の五の七第一項第三号に規定する公社をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条を附則第二条の八とし、附則第二条の四を附則第二条の七とし、附則第二条の三を附則第二条の六とし、附則第二条の二の次に次の三条を加える。

（法第三十三条の五の七第一項の計画に定める事項）

第二条の三　法第三十三条の五の七第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為を行うこと

二　法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為の対象となる公営企業、公社（法第三十三条の五の七第一項第三号に規定する公社をいう。附則第二条の八において同じ。）又は法人（法第三十三条の五の七第一項第四号に規定する法人をいう。）の名称

三　法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為に係る検討の経緯及びその内容

四　法第三十三条の五の七第一項の規定による地方債を起こす年度

五　法第三十三条の五の七第一項各号に掲げる行為が完了する年度

（法第三十三条の五の七第一項の計画の承認）

第二条の四　総務大臣は、法第三十三条の五の七第一項の規定による計画の提出があった日から二月以内に、提出者に対して当該計画を承認するかどうかを通知しなければならない。

（都道府県知事への通知）

第二条の五　総務大臣は、法第三十三条の五の七第一項の規定による承認を行ったときは、関係する都道府県知事に承認した内容を通知しなければならない。

附則第七条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「及び法」を「及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「額並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び」を加え、同項を同条第二項とし、同条第五項中「額並びに」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額及び」を加え、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。